

写

受理番号	陳情第3号
受理年月日	令和7年1月29日

陳 情 書

令和 7 年 1 月 29 日

訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを
国に求める意見書提出についての陳情

二宮町議会議長

前田 憲一郎 殿

陳情者 住所 平塚市代官町 20-20

医療生協かながわ平塚診療所気付

氏名 平塚地域社会保障推進協議会

会長 原 昭二

電話 0463(21)2764



1. 陳情の要旨及び理由

昨年 4 月に介護報酬の改定が実施され、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護を続けることが困難になりかねません。

2024 年の介護事業者全体の倒産や休廃業・解散が過去最多の 784 社に達し、そのうち「訪問介護」は 529 社と前年の 427 社から急増しています。調査した東京リサーチは、「コスト高や介護人材不足に加えて、報酬のマイナス改定があり、事業継続が難しくなっている」と指摘しています。訪問介護事業所のほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所で、介護報酬の引き下げにより、訪問介護事業所の多くが経営難に直面しています。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬の引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげています。しかし、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型事業所など都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていると推測されます。厚生労働省が引き下げの理由としていることの根拠が合理的なものなのか、改めての実態調査が必要です。

また、訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善等の加算で補えると厚生労働省は説明しています。しかし、すでに加算を算定している事業所は基本報酬引き下げ分そのまま減収となったり、新たな加算に挑戦するも算定要件が厳しくなり基本報酬の引き下げ分を補えない事業所が出ています。

訪問介護の人手不足は深刻であり、ホームヘルパーの有効求人倍率は令和 5 年度で 14.1 倍と高水準です。介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを行うよう求めます。

2. 陳情事項

国に対し、訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を提出することを陳情します。

以上